

## 山梨県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に係る事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第59条第1項の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、法、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）及び国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第1号。以下「共管省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (指定の申請)

第2条 支援法人の指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書（様式第1号）により、知事に申請を行うものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書（発行後3ヶ月以内のもの）なお、これらに準ずるものを含むものとする。
- 二 申請の日の属する事業年度（以下「申請年度」という。）の前事業年度における財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び収支決算書（申請年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- 三 申請に係る意思の決定を証する書類
- 四 法第62条各号に掲げる業務（以下「支援業務」という。）の実施に関する計画書（様式第2号）
- 五 役員の氏名及び略歴を記載した書類（様式第3号）
- 六 現に行っている業務の概要を記載した書類（申請年度から過去3年間の実績が確認できるもの）（様式第4号）
- 七 法第62条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）を自ら又は委託して実施する場合は、債務保証業務を実施する者が家賃債務保証業者登録規程（平成29年国土交通省告示第898号）による登録を受けた家賃債務保証業者又は法第72条第1項の規定による認定家賃債務保証業者であることを証する書面
- 八 支援法人の指定に関する誓約書（様式第5号）
- 九 法第66条の規定により区分して経理する書類及び法第67条第1項に規定する帳簿の例となる書類
- 十 個人情報取扱規程又はこれに準じる書類
- 十一 山梨県税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する書類
- 十二 その他支援法人の指定にあたって参考となる書類

### (支援法人の指定)

第3条 知事は、前条第1項の指定の申請書の提出があつた場合、指定申請者が法第59条各号に掲げる基準及び指定基準に適合していると認められるときは、支援法人として指定するもの

とし、住宅確保要配慮者居住支援法人指定通知書（様式第6号）により、指定申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前条第1項の指定の申請書の提出があった場合、指定申請者が法第59条各号に掲げる基準及び指定基準に適合していないと認められるときは、指定しないものとし、住宅確保要配慮者居住支援法人として指定しない旨の通知書（様式第7号）により、指定申請者に通知するものとする。

#### （支援業務の種別変更の認可）

第4条 支援法人が、法第61条第1項の規定に基づき、支援業務の種別を変更して新たに債務保証業務又は残置物処理等業務を行おうとする場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人支援業務種別変更認可申請書（様式第8号）により、知事に申請を行うものとする。

- 2 前項の申請書には、第2条第2項に定める書類を添付しなければならない。
- 3 知事は、法第61条第1項の認可をする場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人支援業務種別変更認可書（様式第9号）により、支援法人に通知するものとする。
- 4 知事は、前項に基づく認可をしない場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人支援業務種別の変更認可をしない旨の通知（様式第10号）により、支援法人に通知するものとする。

#### （名称等の変更）

第5条 法第61条第2項の規定による変更の届出は、住宅確保要配慮者居住支援法人名称等変更届出書（様式第11号）により行うものとする。

- 2 前項の規定によるほか、支援業務の内容その他の指定を受けた事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。この場合において、届出書の様式は前項の規定を準用する。

#### （家賃債務保証業務の委託）

第6条 指定申請者又は支援法人（以下「指定申請者等」という。）は、法第63条の規定により、債務保証業務のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託する場合は、債務保証業務委託認可申請書（様式第12号）に当該認可に係る委託契約書の写しを添えて知事に提出し、認可を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の申請書の提出があった場合、業務委託の内容が指定申請者等による公正かつ適確な支援業務の実施に支障ないと認められるときは、認可するものとし、債務保証業務委託認可通知書（様式第13号）により、指定申請者等に通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の業務委託の内容が、指定申請者等による公正かつ適確な支援業務の実施に支障ないと認められないときは、認可しないものとし、債務保証業務の委託を認可しない旨の通知書（様式第14号）により、指定申請者等に通知するものとする。
- 4 前3項の規定は、第2項により認可した内容を変更する場合にも適用する。ただし、この場合にあつては、「指定申請者等」を「支援法人」と読み替えるものとする。

#### （債務保証業務規程及び残置物処理等業務規程の認可）

第7条 指定申請者等が法第64条第1項各号に規定する業務を行う場合は、当該業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、業務規程認可申請書（様式第15号）に業務規程を添えて知事に提出し、認可を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があった場合、業務規程が指定申請者等による公正かつ適確な支援業務の実施に支障ないと認められるときは、認可するものとし、業務規程認可通知書（様式第16号）により、指定申請者等に通知するものとする。

3 支援法人は、前項により認可を受けた業務規程を変更しようとするときは、法64条第3項の規定により業務規程変更認可申請書（第17号）に変更した業務規程を添えて知事に提出し、認可を受けなければならない。

4 知事は、前項の申請書の提出があった場合、変更した業務規程が支援法人による公正かつ適確な支援業務の実施に支障ないと認められるときは、認可するものとし、業務規程変更認可通知書（様式第18号）により、支援法人に通知するものとする。

5 知事は、第2項及び第4項において、業務規定が公正かつ的確な支援業務の実施に支障ないと認められないときは、認可しないものとし、それぞれ業務規程を認可しない旨の通知書（様式第19号）及び業務規程の変更を認可しない旨の通知書（様式第20号）により、通知するものとする。

#### （事業計画等の認可）

第8条 支援法人は、法第65条第1項の規定により、毎事業年度の開始前（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）に、支援業務事業計画等認可申請書（様式第21号）に翌事業年度の支援業務に係る事業計画及び収支予算（以下「事業計画等」という。）を添えて知事に提出し、認可を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があった場合、事業計画等が支援法人による公正かつ適確な支援業務の実施に支障ないと認められるときは、認可するものとし、支援業務事業計画等認可通知書（様式第22号）により、支援法人に通知するものとする。

3 支援法人は、前項で認可を受けた事業計画等を変更しようとするときは、法第65条第1項の規定により、支援業務事業計画等変更認可申請書（様式第23号）に、変更した事業計画等を添えて知事に提出し、認可を受けなければならない。

4 知事は、前項の申請書の提出があった場合、変更した事業計画等が支援法人による公正かつ適確な支援業務の実施に支障ないと認められるときは、認可するものとし、支援業務事業計画等変更認可通知書（様式第24号）により、支援法人に通知するものとする。

5 知事は、第2項及び第4項において、それぞれの事業計画等が各々の公正かつ適確な支援業務の実施に支障ないと認められないときは、認可しないものとし、それぞれ支援業務事業計画等の認可をしない旨の通知書（様式第25号）及び支援業務事業計画等の変更を認可しない旨の通知書（様式第26号）により、支援法人に通知するものとする。

6 支援法人は、法第65条第2項の規定により、毎事業年度経過後3月以内に支援業務事業報告書等提出書（様式第27号）に支援業務に係る事業報告書及び収支決算書並びに財産目録及び貸借対照表を添えて、知事に提出しなければならない。

#### （支援業務の休廃止等の届出）

第9条 支援法人は、支援業務を休止し、廃止し、又は再開しようとするときは、住宅確保要配慮者居住支援法人業務休廃止等届出書（様式第28号）を知事に提出しなければならない。

（指定の取消し等）

第10条 知事は法第70条の規定により、支援法人の指定の取り消しを行った場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定取消通知書（様式第29号）により、支援法人に通知するものとする。

2 指定申請者等は、やむを得ない理由により法第59条の規定による指定又は指定の申請を辞退する場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定辞退届出書（様式第30号）を提出するものとする。

（市町村長への意見聴取）

第11条 知事は、第3条第1項に規定する指定をする場合、支援業務の対象となる区域の市町村の長（以下「市町村長」という。）へ意見を聴取することができる。

2 前項の意見聴取は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書（様式第1号）及び支援業務の実施に関する計画（様式第2号）を添えて行うこととする。

3 指定申請者は、第1項の規定により知事が市町村長に行う意見聴取に同意するとともに、市町村長が意見書作成に必要と認める場合、市町村長の調査等に協力をするものとする。

4 第1項の規定によるほか、知事が必要と認める場合には、知事は市町村長へ意見を聴取することができる。この場合、指定申請者の同意等については、前項の規定を準用する。この場合において、前項中「第1項」とあるのは「第4項」と読み替えるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。